

[第 3 号議案]

3 . 定款の変更および一般規則の改訂

定款の変更案（変更箇所のみ抜粋）

現行	変更案	変更理由
<p>（権限） 第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。 （中略） 2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 15 条第 3 項の書面（開催通知）に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。</p> <p>（議決権の代理および書面決議） 第 20 条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。 （以下略）</p>	<p>（権限） 第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。 （中略） 2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 15 条第 3 項の書面（開催通知）に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。</p> <p>（議決権の代理および書面決議） 第 20 条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。 （以下略）</p>	<p>（法人移行時の軽微な修正漏れ） 法人法 49 条 3 項に従い不要な表現を削除する。（行政庁指摘）</p> <p>（法人移行時の軽微な修正漏れ） 代理権を証明する書面の提出は当日でも可能なため、不要な表現を削除する。（行政庁指摘）</p>
<p>（役員の設置） 【法人法 60, 61, 65, 90, 91 条】 第 23 条 この法人に、次の役員を置く。 （1）理事 15 名以上 25 名以内 （2）監事 2 名以内 2. 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。 3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。</p>	<p>（役員の設置） 【法人法 60, 61, 65, 90, 91 条】 第 23 条 この法人に、次の役員を置く。 （1）理事 15 名以上 <u>25 名 30 名</u> 以内 （2）監事 2 名以内 2. 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。 3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。</p>	<p>運営強化のため理事数を増員する。 （「長期戦略」「新世代」の担当理事を設置）</p>

一般規則の改訂案（改訂箇所のみ抜粋）

<p>（入会） 第 2 条 本会に入会を希望する者は、第 3 条から第 6 条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、入会金 2,000 円および当該年度分の会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>（入会） 第 2 条 本会に入会を希望する者は、第 3 条から第 6 条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、<u>理事会承認後、速やかに</u>入会金 2,000 円および当該年度分の会費を納入し、<u>理事会の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>迅速に入会処理を図れるよう手続きを変更する。</p>
---	--	-------------------------------